

令和３年７月 定例教育委員会

日 時 令和３年７月１９日（月）９時３０分～

場 所 １１階会議室

出席者

（教育委員）

西本教育長 内海委員 萩原委員 古賀委員

（事務局）

山元教育総務部長兼新しい学校推進室長 松尾総務課長 杉本社会教育課長 山口文化財
課長 中尾図書館長 副島総務課長補佐 陣内学校教育部長 高島学校教育部次長兼学校
教育課長 高橋教育センター課長

欠席者

（教育委員）

中島教育長職務代理者

傍聴者 なし

内 容

(1) 教育長報告

(2) 令和３年５月分 議事録確認

(3) 議 題

- ① 令和３年度（令和２年度活動）自己点検及び評価（内部評価）の件
- ② 佐世保市図書館協議会委員委嘱の件

(4) 協議事項

- ① なし

(5) 報告事項

- ① 令和３年６月定例会一般質問答弁について
- ② 教育委員会 共催・協賛・後援の取扱要領の改正について
- ③ グローバルキッズ・チャレンジの開催について
- ④ 人権啓発講演会について
- ⑤ 少年の主張大会開催結果について
- ⑥ 佐世保市都市計画公園（させぼ立神近代化歴史公園）について
- ⑦ 第５回佐世保市「図書館を使った調べる学習コンクール」の開催について
- ⑧ 佐世保市教育センター夏季研修講座について

(6) その他

①次回開催予定について

◆ 教育長報告

○ 6月23日	定例教育委員会
○ 6月25日	中学校副校長・教頭研修会
○ 6月28日	中学校校長研修会
○	佐世保明るい社会づくり運動推進協議会 学校菜園助成金贈呈式
○ 6月29日	社会教育委員の会
○ 7月 1日	小学校副校長・教頭定例研修会
○ 7月 2日	総合教育会議
○ 7月 3日	グローバルキッズ・チャレンジ事業
○ 7月 6日	学校訪問（東明中学校）
○ 7月 8日	学校訪問（三川内小学校）
○	地域未来塾開講式（金比良小学校）
○ 7月12日	前期教育委員会
○ 7月15日	臨時校長研修会
○ 7月16日	臨時市議会
○	井上泰幸展 開幕式・内覧会
○ 7月17日	スペイン選手団出迎え
○ 7月18日	スペイン選手団 歓迎セレモニー～練習見学

【西本教育長】

先般、スペインのハンドボール男子のオリンピック選手団が入国し、土曜日に佐世保に入りまして、東部スポーツ広場を貸し切っております。移動はされているようです。主に、パラダイスガーデンと東部スポーツ広場体育館に行ったり来たりになるんでしょうけれども、あしたの朝10時の飛行機で選手村に入るために東京まで行くと。皆さん陰性です。辛うじてレベル3になりましたので、市内のハンドボール部がある中学校と高校の子供たちには見学をしていただくことができました。本場の世界でもトップレベルの稀有な選手たちの激しいトレーニングを見て、得るものがあつたんじゃないかなというふうに思っております。そういう意味では、生で見ることができて、交流こそできませんでしたが、見るだけでも全然違ってよかったかなと思います。御協力ありがとうございました。

それでは、まず、令和3年5月分の議事録の確認ですが、皆様のお手元にも届いているかと思いますが、内容について、御異議ございませんでしょうか。

【全委員】

はい。

【西本教育長】

ありがとうございます。

それでは、（3）の議題に入ります。今日は2件あります。

令和３年度（令和２年度活動）に係る自己点検及び評価（内部評価）の件でございます。

事務局のほうから御説明をお願いいたします。

課長補佐。

【副島総務課長補佐】

それでは、資料の１ページをお開きいただきたいと思います。

先週、前期委員会のほうで、自己点検及び評価の件ということで、私のほうから内容を読み上げさせていただいた件でございます。

当日、萩原委員様のほうから、５ページになりますけれども、教育委員会の構成についてということで、代わった委員のところを私が前回から資料を訂正しておりませんで、今回、保護者代表が交代されましたという表記に修正させていただきました。

その他、１週間で各委員さんから御連絡、御指摘等々ございましたので、審査の部分は残したままとさせていただいております。

こちらで議決いただければ、前期のときに議決をいただきました外部委託の件、こちらの委員さんのほうにお願いして、９月委員会で報告をさせていただきたいと思っておりますが、よろしくお願いいたします。

以上です。

【西本教育長】

ただいまありましたが、自己点検及び評価については、前期の教育委員会で説明があって、その後の修正の御意見等も入れて修正したようですが、委員の皆さんにおかれまして、内容について特に御異議ございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

【全委員】

はい。

【西本教育長】

それでは、令和３年度の自己点検及び評価の件につきましては、御賛同いただきましたので、これで作成をさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、２番目の佐世保市図書館協議会委員委嘱の件でございます。

事務局のほうから説明をお願いします。

図書館長。

【中尾図書館長】

議題２、佐世保市図書館協議会委員委嘱の件です。

資料は議題の８ページをお願いいたします。

今回、佐世保市図書館協議会委員の任期満了に伴い、その後任の委嘱について提案す

るものです。

資料９ページをお願いいたします。

佐世保市図書館協議会委員名簿案です。

任期は、令和３年１０月１日から令和５年９月３０日までの２年間です。

委員の定数は５名です。

候補者は、学校教育関係者、佐世保市学校図書館協議会、金比良小学校校長、末竹実委員。社会教育の関係者、佐世保文化協会、喜多祥浩委員。同じく社会教育の関係者、佐世保市音楽協会常務理事、松永美智子委員。家庭教育の向上に資する活動を行う者、ＮＰＯ法人子どもと女性のエンパワメント佐世保理事長、松山裕美香委員。学識経験者、長崎国際大学人間社会学部講師、中島金太郎委員。この５名の委員を候補者として提案するものです。

説明は以上です。

【西本教育長】

佐世保市図書館協議会委員の委嘱の件につきまして、事務局から説明がございました。

それぞれの候補者の肩書等も含めて紹介がありましたけれども、委員の皆さんから内容について、何か御質疑等はございますでしょうか。

ちなみに、年齢はそれぞれ分らないですか。

【中尾図書館長】

年齢はちょっと調べてないです。申し訳ありません。

【西本教育長】

ほかに委員の皆さんからありますか。よろしゅうございますか。

【全委員】

ありません。

【西本教育長】

それでは、お諮りいたします。

図書館協議会委員の委嘱の件については、議案のとおり御承認いただくということでよろしゅうございますでしょうか。

【全委員】

はい。

【西本教育長】

ありがとうございました。それでは、図書館の委嘱の件については議案のとおり決す

ることにいたします。それぞれ委嘱をしていただきたいと思います。

次です。協議事項についてはございません。

(5)の報告事項が8件ございますので、それぞれ説明したいと思います。

まず、令和3年6月定例会一般質問の答弁についてでございます。

これにつきましては、ここに書いてありますように、6人の方が質問をされております。その質問内容と答弁について書いております。

今回は、流れを見ていただきますと分かりますように、教育委員会についての重要な案件についての御質問がございました。

特に、空調設備については終わっておりますが、まだ特別教室にはついてございません。学校訪問に行かれたときにお分りのように、特に中学校の理科室、音楽室については、非常に暑い中で、窓を開けても厳しいかなというところですので、これについては、なるべく早く予算等、担当部局と協議しながら整備を進めていきたいと思っておりますので、そういった内容での答弁になっております。

ただ、体育館の空調につきましては、費用対効果を考えますと非常に厳しいものがありますので、今は大型扇風機で何とかやりくりはしておりますが、これは、国の大きな動きの中で取り組まないと、単独で1自治体がそれぞれでやると非常に厳しいものがあります。御案内のとおり、冷やすために2時間ぐらい前からスイッチを入れて、1時間の体育の授業のためにとか、ちょっとですね。さっき言いました費用対効果と効率性が非常に厳しいものがありますので、そういったところでのことで検討課題ということにさせていただきます。

それから、持続可能なスポーツ環境の整備ということで、田山議員からの御質問については、今後、スポーツ推進計画を作成しておりますので、その中での対応ということになります。

それから、橋之口議員のチーム学校の構築については、文科省が新しい考え方としてチーム学校ということで出されております。この中学校の考え方は、今までやっていることをどう法律上に落としていくとか、きちっと体系づけとかということにかかってくるのかなと思っております。特に学校司書について、教育委員会としてどこまで整備すればもう終わりと、達成の計画があるのかということでしたが、計画をつくると言いながらつくっておりませんでした。確かに、もともとはとてつもなく足らない状況からスタートしておりますので、計画を立てたとしても、そこに至るまでには、本当に相当の時間と経費がかかるということでしたから、あえて計画を立てていなかったのかなと思っておりますが、今、23人学校司書がいらっしゃいます。そういった方々の処遇等々も考えながら、どこかで、これで大体整備が終わったというめどをつけないと、1人1校という考え方が一番理想的ではあるんですが、それで本当にいいのかということもありますので、その理想論と現実論との連携の中で、学校司書の在り方については計画をしっかり立てていきたいなというふうに思っております。

特に重要なのは、前回から話しておりましたスクールサポートスタッフと、もう一つは、PTAの雇用の事務補助員の方、この方との兼ね合いというか関わり合いというか、

もともと制度的には違うものですが、現在の給食費の公会計化とか、事務を見直し。一方で働き方改革ということもありますので、今後、内容的にちょっと決まったら公表することにいたしておりますけれども、一応、向こうの提案として、PTAの補助職員の方をスクールサポートスタッフということの中での切替えということを提案いただいております。これも検討課題で、早急に検討するということで、内々には来年度からということで考えておりますけれども、これもまだ全庁的にオーソライズされておられませんので、行革のほうで諮っているところでございます。

あとは、放課後児童クラブがございました。これは、放課後の総合プランの中でも考え方を示しております。学校施設を使っていくことについてどうなのかということでしたので、これも検討課題です。

官民連携でのまちづくりということです。シビックプライド。佐世保市を愛し、誇りに思っ、佐世保市に子供たちが何ができるかということを考えさせる、そういった教育が必要ではないかということです。現状等を説明しながら、さらに進めていくということです。

角田議員については、感染症の対応マニュアルに従って粛々とすることになります。熱中症を優先にしてくださいということは申し上げております。マスクありきじゃなくて、熱中症対策で、こちらのほうが命に関わることがもう目の前にあります。そこを優先して実施をしていくということでお話をさせていただいております。

以上が①です。

内容について何か御質疑等ございますか。よろしゅうございますか。

【全委員】

ありません。

【西本教育長】

ありがとうございます。

2番目の報告です。教育委員会の共催・協賛・後援の取扱要領の改正についてということで、事務局から御報告をお願いいたします。

社会教育課長。

【杉本社会教育課長】

資料は、事前配付資料の16ページをお願いいたします。

これは教育委員会が共催、協賛または後援を行うときの手続等について定めるものですが、今回、若干文言等の整理を行いましたので御報告いたします。

変更点が4点です。

まず1点目は、第2条、共催・協賛・後援の区分になります。ここについては、内容等に変更があったものではなくて、共催は当該事業の企画及び実施に参加するもの。それから、協賛は、予算の範囲内において必要経費の負担を行うもの。そして、後援は、

当該事業の企画実施について、市教委が推奨するものと3つの区分が分かりやすいように文言を整理したものになっております。

続いて、17ページをお開きください。

2点目としまして、元の第4条にありました財政措置を必要とする共催等につきましては、事業に係る計画書、その他関係資料を申請させるというものでございますが、先ほどの第2条の定義の整理を行って、また、それから次の申請等という情報の中で、もともと事業計画書、それから収支予算書等の資料を添付するようになっておりますので、その情報そのものを削除しております。

続いて、18ページをお開きください。

3点目が、承認の取消し等についてです。

これまでは、第3条第1項各号、共催等の基準に抵触することが認められたときには、承認を直ちに取消するというものでありましたが、この内容に、今回は、虚偽の申請、その他不正の手段により承認を受けたときにも取消すものとしまして、さらに、承認を取り消された団体等については、それ以降の申請に対して承認をしないことができるという内容に改正をしております。

そして最後、4点目としまして、その他ということで、この要領に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定めるという条項を追加しております。

以上、4点の改正を行っております。

以上でございます。

【西本教育長】

ただいまの説明について委員の皆様から御質疑等ございませんでしょうか。

私からちょっと確認ですが、新要領の部分ですけど、財政的なものについて、今までの旧のほうは、いわゆる協賛する、しないについては、経費の一部または全部とか、経費の一部補助とかと書いてあったのを全部取り払っているわけですね。そのときに、この経費のいわゆる負担の仕方というのはどこかに出てくるのでしょうか。例えば、講演をする場合に一部補助することができるのか、できないのかというのはどこかにあるのかないのか。

社会教育課長。

【杉本社会教育課長】

今回、全て財政的な支援の部分については協賛というところで、予算の範囲内で負担を行うものとなっております。

【西本教育長】

後援については補助はないということになるのでしょうか。言いたかったのは、費用の一部を補助することが必要である場合は後援をするという言い方だったんですけど、括弧書きの中でね。それは、補助する、しないは別に要件の一つではないというのは分

かるんです。

ただ、ほかの何か要項か要領かで、こういう場合は補助をしますとか補助をしませんとかという決まりがどこかに定まっているのかどうなのか。どこで決まるのかなと。

社会教育課長。

【杉本社会教育課長】

今回も区分は第2条のところだけで定めていますので、今回、実態に合わせてというところがあったんですけれども、これまで過去数年間遡ったときに、共催・協賛・後援ということからいきますと、ほぼ名義後援の部分しかありませんでしたので。

協賛のところについては、例えばPTAとか、そういうところの負担金の区分しかございませんでしたので、実態に合わせて今回整理をしておりますし、ほかのところ、先ほどの後援の部分の一部を補助することが必要であるというところについて何か記載があるかという、その記載はございません。

【西本教育長】

分かりました。ということは、承認についての取扱要領なので、承認だけはここでやりますよと。それぞれの事業に対して、例えば共催は、もちろん共催ですから財政負担があるのかなと思うんですけど、協賛とか後援と個別に出てきたときに、特別な決裁取ってやるという形で取り計らうんですかね。

社会教育課長。

【杉本社会教育課長】

そこがございましたので、そういうところも含めまして今回追加した第7条のところ、**「教育長が別に定める」**という部分がございますので、個別の決裁等含めまして改正するものです。

【西本教育長】

はい、分かりました。

ほかにございますでしょうか。よろしゅうございますね。

【全委員】

ありません。

【西本教育長】

それでは次の報告です。

グローバルキッズ・チャレンジの開催についてということで、よろしくお願いいたしますします。

社会教育課長。

【杉本社会教育課長】

資料は、当日配付資料の１ページをお開きください。

さきに開催についてお知らせしておりましたＳＡＳＥＢＯグローバルキッズ・チャレンジ事業が７月３日土曜日にスタートしましたので、その内容について御報告いたします。

今回は、全１２名の小学６年生が参加しておりまして、講師陣としましては、県立大学の山崎教授を中心として、市内小学教諭やＡＬＴの先生などで担っております。

第１回のプログラムが、まずはリラックスした中で学べる環境づくりということで、ボールを使った英語の発音ゲームや７月４日のアメリカ独立記念日をテーマにしたアメリカの歴史や文化の紹介、そして、「パプリカ」という歌の英語バージョンをみんなで歌うという、終始和やかな雰囲気で行われました。

会場の雰囲気は、写真を見ていただくと少し伝わるかなと思いますけれども、子供たちがリラックスできるように、机と椅子ではなくてマットを敷いて、その上で活動ができるようにしております。

また、会場には世界地図や、通常日本が中心になった地図ではなくて、ほかの国から見た世界地図、それからアメリカ合衆国の地図とか、英語の絵本などを準備して、休憩時間には、そういったものをお友達や講師の先生たちと見るなどしながら、英語にたくさん触れていただけるように工夫をしております。

第１回は、ＡＬＴのロニー先生が中心となりまして、ほぼ英語での説明や質問になりましたけれども、１２名の児童の皆さんは、質問に答えたりとか楽しい、面白いところでちゃんと笑ったりとかという形で、しっかりやり取りをされていまして。

全１０回を通して、自分の考えや思いをちゃんと相手に伝えることができるようにということで、生きた英語が使えるようにという形で、異文化の理解やきれいな発音で話す練習などを、様々なプログラムを体験する中で身につけてほしいというふうに思っております。

資料の一番下にありますように、１７日、この前の土曜日には第２回を開催いたしました。今回は、外国通貨と食べ物の語彙に慣れ親しむということで、アメリカの通貨を実際に見たり触ったり、買物体験を模擬するなど、ゲーム感覚で英語に触れてもらっています。

次回は、今月３１日土曜日、第２回の続きとしまして、お店での注文やレストランでのマナーとか、そういう体験のプログラムを準備しております。

以上でございます。

【西本教育長】

ただいまのＳＡＳＥＢＯグローバルキッズ・チャレンジ事業ですが、もう２回終わっておりますけれども、委員の皆様から何か御質問等ございますでしょうか。

子供たちだから、早いんですね。もし、３回目にお時間あられたらのぞいていただけれ

ばと思います。

次です。人権啓発講演会についてです。

事務局から説明お願いいたします。

社会教育課長。

【杉本社会教育課長】

資料は、事前配付資料に戻りまして、20ページをお開きください。

瀬戸越3丁目のほうにあります教育集会所では、この施設が社会教育施設であり、人権・同和教育の施設であるということから、毎年主に利用される方、それから近隣地域の皆さんを対象にした人権啓発講演会を開催しております。

昨年度がコロナの影響により開催できませんでしたので、今回2年ぶりの開催となります。

この資料、これは教育集会所だよりなんですけど、その真ん中のピンクの部分に講演会の内容が書いてあります。

今回の講演会の内容が「泣いて笑って若返り」ということで、高齢者が自らの意思で働いたり、楽しんだり、地域社会の中で生きがいを持って暮らせるという社会の実現というところで、高齢者の人権を考えるという視点からの講演を予定しております。

当初、7月30日に開催の予定であったんですが、集会所がフェーズ4の段階ではずっと利用を中止しておりましたので、ここは高齢の方が利用されていますので、利用の周知、今回の講演会の周知も十分にできていなかったことも含めまして、フェーズ3になる前に延期を決定しておりました。今回、10月29日金曜日に、同じ内容で延期をするということの調整ができましたので、再度周知を図っていこうと思っております。

以上でございます。

【西本教育長】

人権啓発講演会についての説明終わりましたけれども、委員の皆さん、何か御質問等ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

【全委員】

ありません。

【西本教育長】

それでは、次です。同じく社会教育課かな。少年の主張大会開催結果についてということで、御説明お願いいたします。

社会教育課長。

【杉本社会教育課長】

資料は続いて21ページをお開きください。

先日、7月10日土曜日に開催しました少年の主張大会の受賞者一覧となっております。

今回は、少人数開催形式として、発表については3つのグループに分け、全29名の出場者の引率の方のみの観覧での開催となりましたが、昨年度が原稿審査でしたので、2年ぶりにホールで皆さんの思いや考えを直接聞くことができました。

例年は、会場スタッフも中学生の皆さんに担っていただいておりますけれども、今回は、各地区の青少年健全育成会の会長の皆さんにその役割を担っていただくなど、いろんな方の御協力によって開催することができました。

結果は一覧のとおりで、1位の佐世保市長賞、早岐中学校の岡さんは、8月24日開催の県大会への出場が決定しております。

それから、2位の佐世保市議会議長賞の山澄中学校の武田さんにつきましては、県大会の予選のほうに進みまして、その結果に応じまして県大会の出場が決定するようになっています。県大会の二次予選は今月下旬に原稿審査で行われる予定となっております。

なお県大会は、この資料の下の方、文字が小さくなって申し訳ございません。8月24日火曜日、長崎市チトセピアポールにおいて、一般観客を入れない無観客開催方式で行われるということが決定いたしました。

なお、一生懸命練習に励まれて本番で堂々と発表された皆さんの様子は、今回、テレビ佐世保の特別番組としまして、来月12日の午後8時から、全員の29名分の発表が放送されます。再放送は翌日13日の朝9時、それから13時、16時の3回を予定されております。社会教育課でも録画をしておりますので、後日ホームページ上に公開する方向で準備をしております。

以上でございます。

【西本教育長】

少年の主張大会の御説明ありました。私も冒頭ちょっと拝見させていただいたんですけど、コロナ禍なので、開かれただけでもよかったかなという感じでした。ただやっぱり聴衆がいなくて寂しいかなというのがあって、かわいそうかなと思いましたけど、状況が状況なだけに、開くだけでもよかったかなと思っております。それぞれ力いっぱい発表があったということ。

【萩原委員】

やっぱり原稿だけよりも発表する、それに意義があるというか、全然違うと思います。よかったと思います。

【西本教育長】

そうですね。雰囲気から、訴え方があるんですね。

【萩原委員】

読むだけとは全然違う。

【西本教育長】

よろしゅうございますでしょうか。

どうぞ。

【内海委員】

私、はっと思ったんですけど、佐世保市少年。これは少年だけじゃなくて、もちろん女の子も。これについて、今までにそういうことで話出たことがありますか。少年を全部子供たちというふうに捉えればいいんでしょうけど。今まで全然私は意識したことなかったんですけど。最近よく男性、女性とか性別の問題とか出てますけど、何か出たことがありますか。

【西本教育長】

社会教育課長。

【杉本社会教育課長】

私の知る限りではその話になったことはないですけども。

【西本教育長】

ほかは。

小中学生というくくりで少年という言い方でしょうね。

【内海委員】

そうですね。

【西本教育長】

逆にこれを「少年・少女」というと、完全に性別を分けたことになる。

【内海委員】

そうですね。

【西本教育長】

これはジェンダーフリーでいうところの一つの大きな定義の言葉じゃないですか。少年科学館も少年科学館ですし。

【内海委員】

そうですね、少年科学館。

【西本教育長】

青少年も、高校生、大学生までが青少年という。性は問わないという。

【内海委員】

一括りですよ。

【西本教育長】

今やっぱりジェンダーに関しては敏感になってますからね。そういう意味では。

ありがとうございます。

次です。佐世保市都市計画公園（させぼ立神近代化歴史公園）についてということです。

説明お願いいたします。

文化財課長。

【山口文化財課長】

資料のほうは22ページをお開きいただきたいと思います。

立神広場につきましては、計画また名称について、以前の教育委員会でも御報告させていただいておりますが、今回は、都市計画公園ということでの報告でございます。

立神広場につきましては、日本遺産「鎮守府」の関連資産を説明・案内する拠点施設として歴史公園にするということで計画をしております。

こちらの位置図が3のほうに書いてありますが、こちらのほうが工業専用地ということになっております。この工業専用地域において、特殊公園、歴史公園を設置するためには、都市計画審議会において諮問いたしまして、決定をいただくような必要がございます。

このスケジュールの一番最後のほうに載せておりまして、都市計画決定をいただくまでには、まず7月26日に地元の説明会を開催させていただきます。

9月に都市計画案の縦覧を行いまして、市民の皆様からまた御意見をいただくことになっております。

その後、11月に佐世保市の附属機関であります都市計画審議会に付議をいたしまして、この中でふさわしいのかどうかということを審議していただきまして、12月の予定で決定をいただければというふうに思っております。

この決定を受けまして、来年度から整備の着手を行いまして、7年度に供用開始ができればという状況でございます。

私からの報告は以上でございます。

【西本教育長】

ただいまの説明について御質疑等ございませんでしょうか。

【内海委員】

この地元説明会という、その地元というのはどこの辺ぐらいまで。

【西本教育長】

文化財課長。

【山口文化財課長】

西地区公民館というのが金比良小学校のところの地区になりまして、そこが対象になります。

【内海委員】

そこが対象。ありがとうございました。

【西本教育長】

いわゆる西地区公民館の自治協議会の皆さんということになりますか。

【山口文化財課長】

そういうことでございます。

ちなみに、工業専用地域の中に都市計画といって都市公園を置くわけなんですけど、工業専用地域では変わりがないということにはなります。

【西本教育長】

私から。開かんばいかん理由というか、都市計画の何をどういうふうに決めるためのあれなんですか。

文化財課長。

【山口文化財課長】

工業専用地域の中に都市計画の公園を置くということに当たって、審議会の決定をいただかないといけないという決まりがありますので、工業専用地域のままでは活用ができないということになります。

【西本教育長】

そこちょっと書いていたほうがいいかもしれないですね。歴史公園がどうなるのかは分かる。ただ、何が規制にかかっているのか。いわゆる都市計画の中で、こういうことについてはあらかじめ都市計画審議会に諮らなければならないという理由がある。何なのかとかというのはちょっと分かりにくいので。勝手に建てられない理由は何なんですかという。

【山口文化財課長】

そこは地元説明会の中で説明できるように対応したいと思います。

【西本教育長】

そういうのをちゃんと入れておいたほうがいいかもしれない。「公園を造るからいいじゃないか、何か支障があるのか」というような感じになるんですが、いやいや、こういうことなんですよという。

【山口文化財課長】

ありがとうございます。

【西本教育長】

ほかにございませんでしょうか。

【全委員】

ありません。

【西本教育長】

次です。7番目です。第5回佐世保市「図書館を使った調べる学習コンクール」の開催についてということで。

図書館長。

【中尾図書館長】

図書館を使った調べるコンクールになります。

資料は23ページをお願いいたします。

図書館を使った調べるコンクールとは、自由にテーマを決め、応募者自身が図書館を通じて自由に学ぶことがコンクールの大きな特徴であり、その学ぶプロセスを作品として示していただくことにより、調べる学習と図書館利用の在り方を求める活動です。

応募期間は、7月21日から9月1日までです。

応募資格は、市内小学校及び義務教育学校に通学する児童です。

募集内容は、学校図書館や佐世保市立図書館などの資料を用いて調べて、まとめた作品です。調べるテーマは自由になっています。

低学年、中学年、高学年ごとに、最優秀賞1点、優秀賞2点、入選数点が選ばれます。

入賞作品の中から、図書館振興財団主催の調べる学習コンクール全国コンクールへ市立図書館から推薦いたします。

図書館では、図書館を使った調べる学習コンクールに先立ちまして、夏休み期間中に「調べる学習講座」を行います。図書館職員が、百科辞典や図鑑の使い方やテーマの見

つけ方、調べる学習コンクールの作品の作り方の進め方などをアドバイスいたします。
今年はコロナウイルス感染拡大防止の観点から、ウェブ会議システムＺｏｏｍを使って、
自宅にいる児童のパソコンやタブレットをつないで、リモートで開催いたします。募集
は各２０名ずつです。

説明は以上になります。

【西本教育長】

ただいまの図書館からの説明について御質疑等ございますでしょうか。よろしいです
か。

【全委員】

ありません。

【西本教育長】

それでは、報告事項の最後になりますが、佐世保市教育センター夏季研修講座につい
てということです。

教育センター所長。

【高橋教育センター所長】

資料は２５ページ、見開きのＡ３版になります。夏季休業中の研修講座の概略を一覧
でお配りしております。

２８番までが希望研修、２９番、下段のほうになりますが、法で定められた初任者研
修と中堅教諭等資質能力向上研修は１１年目の研修になります。

現在もまだ募集期間としておりますが、約１，５００名の受講が決定しております。

この期間、佐々町や東彼地区などから１０名程度参加希望がっております。

昨年度は、コロナ禍により研修数を減らして実施しておりますが、今年度も、遠来か
らの講師招聘が難しいところでありましたが、オンラインで研修ができる体制を整えた
ことで、研修の機会を減らすことなく実施できる運びとなりました。

また、オンライン研修を導入することで、申込者が多い研修につきましても全ての受
講者に等しく研修機会を設けることができるようになりました。

大きな目玉が二つあります。一つは、文科省の教科調査官をはじめとした講師陣によ
る研修機会を多数設けていること。あと一つは、本市の有識者の方を幅広くお迎えした
ふるさと密着型の研修にあります。

初任者研修では、中島教育長職務代理者に御講義をいただくことになっております。
また、ＳＤＧｓ研修では、ヒューマングループ専務取締役、内海委員さんの御息女に御
講義をいただく予定としております。また、例年開催しております書家の堤先生による
書道の研修、県立大、山崎教授による英語の研修、吉田公認心理士によるメンタルヘル
スの研修など、地域の多彩なお力添えをいただき、夏の研修を構成しております。

また、この一覧には見えてきませんが、継続した研究調査活動やセンターの職員が直接学校を訪問しての研修なども同期間に行い、教職員の資質向上を図っていく予定としております。

以上です。

【西本教育長】

教育センターの夏季研修講座の研修の内容について、御質疑等ございますでしょうか。よろしいですか。

どうぞ。

【古賀委員】

新任の先生の研修の内容に、保護者の対応のお話とかもあるんでしょうか。

【西本教育長】

センター長。

【高橋教育センター所長】

夏季研修講座ではこの一部になっているんですけども、4月、5月の中で生徒指導等の講座を行いまして、その中で接遇と申しますか、そのような研修も盛り込んでおります。

以上でございます。

【古賀委員】

もう終わっているということ。

【高橋教育センター所長】

そうですね。

【古賀委員】

何かまいちコミュニケーションがなかなか難しい先生もいらっしゃるの。

【高橋教育センター所長】

御意見賜りまして、今後の研修にもそういった保護者対応等につきましては、今後含めてまいりたいと思っております。

以上です。

【古賀委員】

多分、しばらく勤務されて、疑問とか、こういうときどうしたほうがいいですかとい

う事例が新しい先生でも出てこられたと思うので、そういうので研修してもらったらいかなと。

【西本教育長】

おっしゃるとおりで、保護者の方々、子供に寄り添うと言いますけれども、保護者に寄り添うということで、ありかどうかということは、考えたときに、やっぱり保護者の不安にどう答えるかとか、そういったことについて何か研修があっても、特に、管理職の先生たちにあってもいいのかなという気もします。やっぱり最初の対応を間違えると不信感を学校に持たれて、その後どう言っても修復が難しいとかいうふうなことになるかな。やっぱり初期の対応というようなことが、どうあったらちゃんと最後まで話を聞いてもらえるかとか、誤解なく理解していただけるかというふうなのが多分いいかなというふうな気もします。

ちょっと、検討ちゅうか内部で議論してみてください。

教育センター所長。

【高橋教育センター所長】

今の件につきましては、個別の難しい案件につきましては、校長経験者が3名おられて、直接学校を訪問して、初任者の相談に乗るといような研修も別途用意してございます。

先ほど申しましたように、これから何度も研修がございますので、その中で確実な指導を届けていくような形を取ってまいりたいと思います。ありがとうございました。

【西本教育長】

よろしゅうございますか。

【古賀委員】

はい、ありがとうございます。

【西本教育長】

それでは、報告事項は大体終わりました。

ところで、前期のとき、教職員の方のワクチン接種についてはどこからか説明はありますか。教育委員さん、聞いておられますか。

例えば、ジャパネットホールディングスから申出があって、教職員の方もワクチン接種いいですよと、いわゆる職域接種をされるところから申出があっているんですよ。それについて、ありがたいお話ということで、夏休み中には先生方は2回目も全部終わらせて、夏休み明けには安心して授業をしていただくということで。もちろん希望者だけなんですけど、大方どのくらいの先生が打たれたのかというのは分からんとは思いますが、そういう措置をお願いしました。

それから、教育委員会の中でも割と頻繁に学校に出向いていく先生方もそういったことで受けてくださいということで、ワクチンの接種をお願いしますということで。モデルナワクチンですから4週間空けないといけないんです。ファイザーは3週間でよかったんですけど。

そうすることで、後で統計的にどのくらいの先生たちが受けたのか、聞きにくい状況ですね。「打ったんですか」と聞いたら同調圧力とか言われてしまうので。でも、結構いらっしゃるんじゃないかなと思いますけど。

【萩原委員】

そうですね、受けていただきたいですね。

【西本教育長】

そうすることで、措置をさせていただいております。

それでは、報告事項まで全て終わりました。

ここまでに委員の皆さん何か御質疑ございますでしょうか。

どうぞ。

【古賀委員】

「夏休みの友」が今年はすごくぺらぺらだと聞いていたんですけど、うちはまだ持って帰ってきてなくて、その現物を見てなくて。「夏休みの友」というのは、この教育委員会の中で見たりできないでしょうか。

それで、先ほど、学校図書の調べの学習でZ o o mを使ってと言われてたんですけど、そのタブレットも持って帰ってくる、プリント集も持って帰ってくる。「夏休みの友」はうわさですけど、してもいいしせんでもいいみたいなところがいっぱい増えたと聞いて。となると、タブレットに重きを置いていらっしゃるのかなと思って。「夏休みの友」は人権の分はしっかり残すべきところは残っているというのを聞いて。

去年までは、少し前に持って帰ってきて、何時に起きてという1日の生活を書いて、もう1回学校に持って行って、夏休みスタートだったんですけど、今度持って帰って来なくて。学校で差があったのか、そういうふうになったのか、ちょっと分からなくて。

【西本教育長】

学校教育課が資料を取りに行ってますから、戻ってきたら内容の説明をさせます。

【古賀委員】

そういうのはこちらで確認されたりとかはないですね。

佐世保市だけですね、近隣はですね。

そのタブレットでZ o o mもできるんですか。

【西本教育長】

総務課長。

【松尾総務課長】

グーグルの提供している「ミーティング」というZ o o mと同じような機能がありまして、それではできます。クラスの友達とか先生とか。

【古賀委員】

図書館を使った調べる学習コンクールでZ o o mを使うというときには、学校から持って帰ってくるタブレットでは使えない。

【西本教育長】

総務課長。

【松尾総務課長】

Z o o mとブラウザを使って視聴することも通信することもできるんですけども、今、ホワイトリスト方式といって、Z o o mにアクセスする権限を与えてないんですよ。ですので、学校の先生に相談されて、あと総合教育センター課と相談して、その権限を付与してあげれば使えるということになります。

【古賀委員】

今のままでは使えないかもしれない。

【松尾総務課長】

そうですね。

【陣内学校教育部長】

Z o o mですというのは、総合教育センター課とは話はしたんですか。

【中尾図書館長】

はい、相談に行きました。

【陣内学校教育部長】

それで、向こうは対応していますか。

【中尾図書館長】

対応とか、やり方とかも相談させていただいて。

【陣内学校教育部長】

配付している端末で入れるような状態にしているのかどうか。そういった相談はされてますか。

【中尾図書館長】

そこまでは相談してなかったです。御指摘ありがとうございます。

【西本教育長】

学校教育課長。

【高島学校教育部次長兼学校教育課長】

まず「夏休みの友」のコンセプトが、これまでは書き込み式が中心だったんですけども、今年度から情報提供冊子的に使えるようになっております。書き込みによる部分は当然減ってきています。

タブレットを今配付しておりますけども、今後の方向性としては、電子版に持っていきたいと事務局としては考えているところで、その過度期になる冊子でございます。

今の、今年配った冊子の中には、アドレスが書いてあったり、QRコードを入れておりますけれども、できる限りそういった、この冊子だけでなく、冊子から画面のほうに飛んでいくような調べ学習ができるような構成をしております。

また、書き込みが一切なくなっただけではなくて、平和や人権等については書き込みしていただいて、教室のほうで集めたり、評価したりというふうな形は、今年度はそんなことになっております。

以上です。

【西本教育長】

総務課長。

【松尾総務課長】

先ほど御質問いただきました調べる学習コンクールでのZ o o mの使用なんですけれども、総合教育センター課から聞いたところ、問合せが何件か学校のほうから来ているそうです。そういった特別なアクセス、ブラウザを使って、特別なサイトにアクセスする場合は、学校から連絡をもらえればホワイトリストのほうに入れるという作業をしているんですけども、調べる学習コンクールについては、学校からの相談はなしにホワイトリストに入れるように検討を進めたいというふうに思います。

それで調べる学習コンクールのほうに参加していただくというような体制を取るよう
に検討を進めたいと思っております。

以上です。

【古賀委員】

プリント集がいっぱい来そうですね。タブレットと。タブレットもそんなにない。タブレットでいっぱい来ますかね。

うちみたいに、お仕事されていて学童教室でする子は、学童教室にはタブレットを持って来れないので、お勉強は基本おうちでなんですけど、そこでなかなか宿題をさばけない子も中にはいて。だからタブレットになったら大丈夫かなってちょっと心配が。本当はおうちの人と一緒に見てもらうのが一番いいんでしょうけど、やっぱりお忙しかったりとかで、なかなか寄り添えないお子様もいてですね。結構、学童で宿題をほとんど済ませると大丈夫という子がいたんですけど、タブレットになるとそこがちょっと心配なところではあるんですけど。

【西本教育長】

前は紙で配られてましたから。

【古賀委員】

そうです。もう持ってこれないからですね。

前は、「夏休みの友」を持って来てもらって、今日は何ページのどこどこをしてきてねというふうに言ってもらったら、それをできるところまでしようかと言っていたんですけど。

【西本教育長】

だんだんやり方も変わってきましたね。

【古賀委員】

そうですね。おうちの方にもちょっと慣れてというか、していただくようになるというですね。

【西本教育長】

そこら辺の、ちょうど切り替わりの時期なので、戸惑いというか、我々が知っている「夏休みの友」と夏休みの勉強の仕方とかが変わってきているんです。学校も変わるんでしょうけれども、家庭学習もやり方を変えていかないと、あるいは、学校外で勉強していくやり方もそうなるかもしれませんね。

【古賀委員】

この調べ物とかもタブレットでできるということですよ。

【高島学校教育部次長兼学校教育課長】

まだ完全にタブレットの内容が充実しておりませんが、今後、夏休みの友編集委

員会で、今年度と来年度の内容とか、今言ったような手法についても検討加えながら内容を充実させていくようにしております。

【西本教育長】

よろしゅうございますか。

【古賀委員】

ありがとうございました。

【西本教育長】

ありがとうございました。

それでは7月の定例会、全て終わりたいと思います。

お疲れさまでした。

その後、次回開催予定日を確認し、終了となった。

----- 了 -----